

## 民法 Chapter 36

Date

/

Date

/

Date

/



不当利得に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定及び判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

- ア Aは、Bに対して債務を負担していないことを知っていたが、BがAに対する強制執行手続をとろうとしていたことから、これを避けるため、やむを得ずBに対し弁済として給付をした。この場合、Aは、Bに対し給付した物の返還を請求することができない。
- イ Aは、Bに対して金銭債務を負担していたが、弁済期前であることを知らずに、錯誤によって弁済をした。この場合、Aは、Bに対しその給付した金銭の全額の返還を請求することができる。
- ウ Aが、BのCに対する金銭債権について、自分がその債務者であると誤信してBに弁済をしたところ、Bは、有効な弁済がなされたものと思い、その後何ら時効の完成猶予・更新の手続をとらなかった。この場合、BのCに対する金銭債権の消滅時効が完成したときは、Aは、Bに対し給付した金銭の返還を請求することができない。
- エ Aは、不法の原因により未登記の甲建物をBに贈与し、引き渡した。この場合、甲建物につき未だB名義の登記がなされていないときでも、Aは、Bに対し不当利得として甲建物の返還を請求することができない。
- オ Bは、不法の原因によりAから金銭の給付を受けたが、その後、Aとの間で、不法原因給付を合意解除して受け取った金銭をAに返還する旨の特約を締結した。この場合、当該特約は無効なものとなるため、Aは、Bに対し金銭の返還を請求することができない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・オ
- 4 ウ・エ
- 5 ウ・オ

正解

4

## [不当利得] 不当利得

## ア 妥当でない

債務の弁済として給付をした者は、その時において債務の存在しないことを知っていたときは、その給付したものの返還を請求することができない（非債弁済 民法705条）。判例は、ここでいう「弁済」は任意になされたものであることを要し、強制執行を免れるため又はその他の事由のために、やむを得ず弁済をしたような場合は、任意の弁済とはいえず、同条は適用されないとしている（大判大6.12.11）。

## イ 妥当でない

債務者は、弁済期にない債務の弁済として給付をしたときは、その給付したものの返還を請求することができない。ただし、債務者が錯誤によってその給付をしたときは、債権者は、これによって得た利益を返還しなければならない（同法706条）。

## ウ 妥当である

債務者でない者が錯誤によって債務の弁済をした場合において、債権者が善意で証書を滅失させ若しくは損傷し、担保を放棄し、又は時効によってその債権を失ったときは、その弁済をした者は、返還の請求をすることができない（同法707条1項）。

## エ 妥当である

不法な原因のために給付をした者は、その給付したものの返還を請求することができない（同法708条本文）。判例は、未登記不動産については、その引渡しがあれば、同条にいう「給付」があったものとして、給付者による返還請求は否定されるとしている（最大判昭45.10.21）。

## オ 妥当でない

判例は、当事者が不法原因給付を合意解除して、給付物を返還する旨の特約をした場合、当該特約については民法708条が禁止するところではないとして、当該特約に基づく返還請求を認めている（最判昭28.1.22）。

以上により、妥当なものの組合せは肢4であり、正解は4となる。